

赤穂市上下水道事業告示第7号

水道法（昭和32年 法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき、赤穂市水道事業給水条例（昭和34年 赤穂市条例第212号）第2条に規定する給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）である次の者の指定を更新したので、赤穂市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年 赤穂市水道事業管理規程第2号）第8条第2号の規定により告示する。

令和7年10月1日

赤穂市上下水道事業

赤穂市長 牟 禮 正 稔

指定給水装置工事事業者の氏名又は名称、住所及び代表者氏名

氏名又は名称	有限会社 瀬戸内工業所
住所	赤穂市正保橋町4番地6
代表者氏名	代表取締役 目 木 泰